

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 協力事業者（以下「乙」という。）は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、福崎町ふるさと応援寄附金事業にかかる協力業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、福崎町（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報を取り扱う処理は、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 甲は、乙が業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、業務に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（登録解除及び損害賠償）

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、登録の取り消し、又は損害賠償の請求をすることができるものとする。